

いじめから子どもたちを守るために ～いじめの根絶を目指して～

平成24年3月
北海道教育委員会

1 いじめとは〈いじめの定義〉

一定の人間関係のある者から、
心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、
精神的な苦痛を感じているもの

※ 「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、いじめの回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することなく、いじめられた子どもの立場に立って判断できるよう、平成18年度間の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より、現行の定義に改められました。

【旧定義】

自分より弱い者に対して一方的に、
身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
相手が深刻な苦痛を感じているもの

2 いじめを理解する

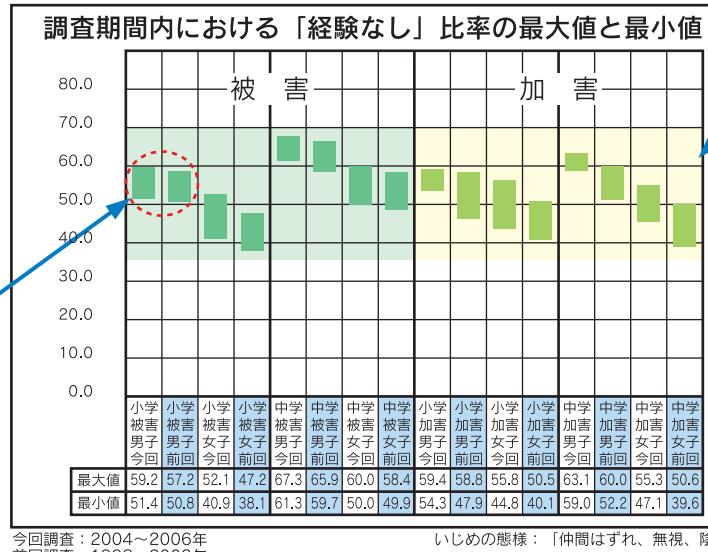
国立教育政策研究所では、1998年から首都圏近郊の地方都市A市の19校（小学校13校、中学校6校）の児童生徒を対象として、年2回のいじめの調査を継続して行っており、前回（1998～2003年）、今回（2004～2009年）を比較分析した結果を「いじめの追跡調査」として公表しています。

1 いじめの発生にピークはない

右のグラフは、いじめの加害と被害の経験が、「ぜんぜんなかった」と回答した割合について、2004～2006年と1998～2003年を比較できるようまとめたものです。

今回（左）と前回（右）を比べると、最大値や最小値はほぼ同じ位置にあります。

のことから、子どもたちは、いつの時代でもほぼ同じ割合でいじめを経験していることがわかります。



加害の経験については、全体的に被害の経験より変動はあるものの、子どもたちは、いつの時代でも同じような割合で、いじめを経験していると言えます。

＜考察＞

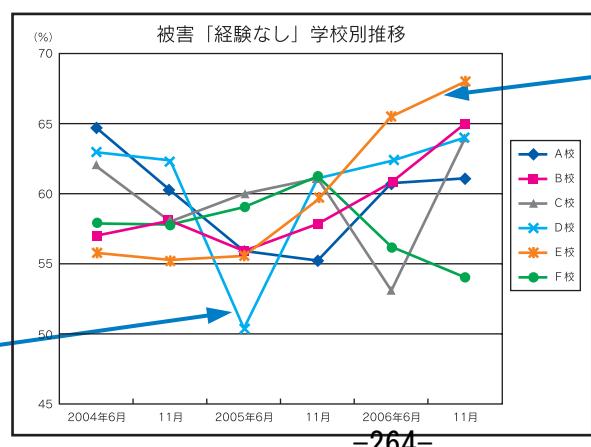
前回と今回の調査を比較すると、小・中、男・女ともに、いじめの被害・加害経験の割合が同程度あることから、いじめの発生について時期的なピークはないと言えます。

※「仲間はずれ、無視、陰口」以外のいじめの態様の項目でも、同様の結果が出ています。

2 いじめはどの学校でも起こりうる

右のグラフは、A市の6校の中学校（A～F中学校）において「仲間はずれ、無視、陰口」の被害経験が「ぜんぜんなかった」と回答した割合について、3年間の推移を表したものです。

D校は、2004年6月に、被害経験が「ぜんぜんなかった」と答えた割合が約63%でしたが、1年後の2005年6月は、50%ほどまで低下しています。



E校は、2005年6月調査では、被害経験が「ぜんぜんなかった」と回答した割合が約56%でしたが、2006年11月調査では、他の学校を上回る69%近くの値となっています。

＜考察＞

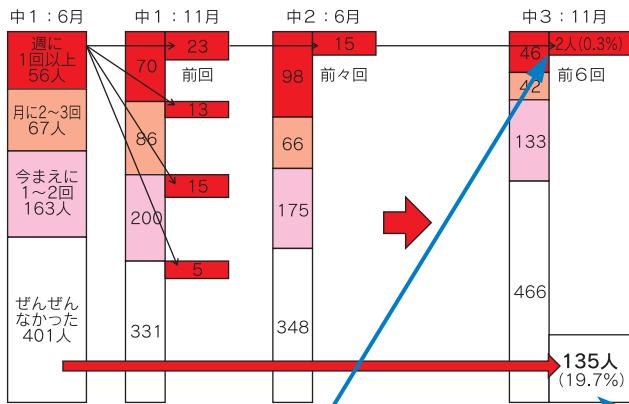
いじめが多い学校でも、それを減らすことができ、反対にいじめが少ない学校であっても、半年後に多くならないという保証はありません。

※このことは小学校の調査校でも同様の結果が出ています。

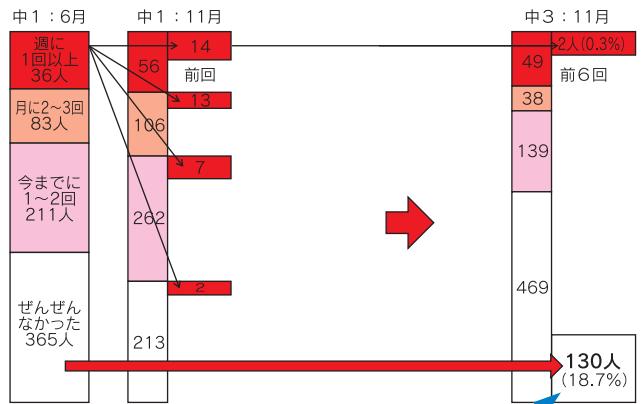
3 いじめはどの子どもにも起こりうる

下の2つのグラフは、中学校の3年間で、「仲間はずれ、無視、陰口」のいじめの被害経験と加害経験がどの程度あつたのかを、追跡して調査した結果を示したものです。

2004年度中学1年生の学年進行に伴う
被害経験人数の推移



2004年度中学1年生の学年進行に伴う
加害経験人数の推移



中学校3年間の6回の調査を通して、週1回以上の高頻度の割合でいじめの被害を受けていると回答した生徒の割合は0.3%であることがわかります。

3年間の6回の調査で、いじめが一度もなかったと回答した生徒は20%以下であることがわかります。

3年間の6回の調査で、一度もいじめの加害となつたことがないと回答した生徒は20%以下であることがわかります。

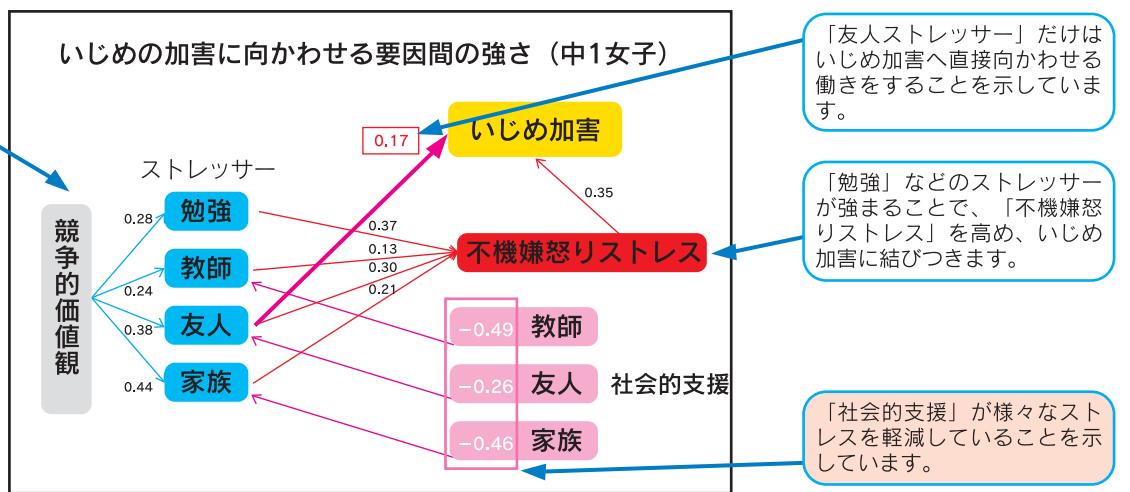
<考察>

いわゆる「いじめられっ子（いじめられやすい子ども）」、「いじめっ子（いじめやすい子ども）」という固定観念に縛られず、どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなりうることを認識する必要があります。

※このことは小学校の調査校でも同様の結果が出ています。

4 いじめ発生のメカニズム

下の図は、中学校1年生の女子のいじめの加害経験につながる要因について分析した結果を、数値や矢印で示したものです。要因間の関係が強いほど矢印の数値は大きくなります。



<考察>

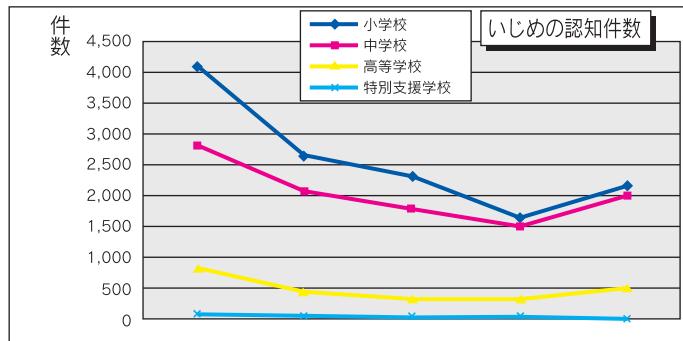
いじめの問題を未然に防止するために、いじめ加害に向かわせる要因（ストレッサー等）を減らすよう、次の取組の充実を図ることが大切です。

- ① 競争的価値観によるストレスを減らすため、児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばす指導の充実
- ② 友人間のストレスを減らすため、好ましい人間関係を築く構成的グループエンカウンターやピア・サポート等の取組の充実
- ③ 不機嫌怒りストレスを減らすため、自分の思いや考えを適切に表現する力を高める指導の充実

※このことは小学校の調査校でも同様の結果が出ています。

3 北海道におけるいじめの現状

1 いじめの認知件数の推移



平成22年度の北海道内の公立学校におけるいじめの認知件数は、4,650件（前年度比1,260件増加）となっています。

また、いじめの解消率は、全体で91.2%となっており、北海道は、全国の79.1%より12.1ポイント高く、全国でも上位の解消率となっています。

いじめの認知件数が増えるとともに、解消率が高い理由は、学校が児童生徒へのアンケート調査や面談を実施するなど、いじめを把握するための取組の充実を一層図り、把握したいじめについてはきめ細かに対応しているためであると考えられます。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度解消率
小学校	4,099	2,651	2,285	1,627	2,148	94.0%
中学校	2,809	2,061	1,748	1,444	1,964	88.6%
高等学校	825	404	275	300	528	90.0%
特別支援学校	52	28	22	19	10	80.0%
計	7,785	5,144	4,330	3,390	4,650	91.2%

2 いじめ発見のきっかけ

項目	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
アンケート調査など学校の取組により発見	45.0%	49.4%	35.4%	33.0%	38.1%	33.0%	20.0%	0.0%
学級担任が発見	20.6%	14.5%	18.8%	16.2%	24.1%	30.3%	30.0%	26.3%
本人からの訴え	16.8%	14.4%	25.3%	28.8%	22.3%	28.8%	10.0%	42.1%

「いじめの発見のきっかけ」は、すべての校種において、「学級担任が発見」の項目が前年度に比べてポイントを上げており、きめ細かな観察や悩みや困りごとについての相談を適切に受け止めることのできる資質が教員に求められています。

小学校、中学校、高等学校において「アンケート調査など学校の取組により発見」が30%を超えており、年齢が低くなるほど、その割合を高めています。

3 いじめの態様

項目	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	75.2%	79.0%	74.8%	60.0%
仲間はずれ、集団による無視をされる	19.8%	17.1%	17.6%	0.0%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	16.2%	11.0%	10.4%	10.0%

「いじめの態様」は、すべての校種において、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、小学校、中学校、高等学校においては、「仲間はずれ、集団による無視をされる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」の項目が次に多くなっています。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組

いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組には、実態を把握するためのアンケート調査や個人面談等のほか、次のような取組が考えられます。※（ ）は本リーフレットの項目番号

- 教員の指導力向上 → 校内研修の実施
(4 いじめに関する校内研修)
- 学校全体の指導体制の強化 → いじめへの基本的な対応
(5 いじめの対処方針の明確化)
- 子どもの自主性をはぐくむ指導 → 児童生徒の主体的な取組
(6 いじめをなくすための児童生徒の主体的な取組)

4 いじめに関する校内研修【事例研究】

研修を効果的に進めるために

- いじめに関する研修会が計画的に実施できるよう年間計画に入れておく。
- 研修の所要時間は80～90分程度に設定し、グループ協議が活発になるように5人程度のグループを事前に編成しておく。また、職員全体で行う方法のほか、空き時間を利用して小グループで実施する方法も活用できる。
- 研修会の内容や事例については、事前に教職員に周知することで効率的に進めることができる。また、アンケート等により本校の課題を集約しておき、事例の作成の参考にする。

プログラム

事前説明 (5分)

研修全体の流れの説明（例）

- ・それでは、研修会の全体の流れについて説明します。
- ・まず、事例のステップ1について、私から説明します。
- ・次に、協議のポイントに基づいて今後の方針について各自で考えていただきます。（時間：2分）
- ・その後、それぞれ考えていただいた対応策を、小グループで協議していただきます。
- ・協議の後、数名から、協議の内容を発表していただきます。
- ・協議終了後、ステップ1の対応のポイントについて、私から説明します。
(ステップ2、3についても流れは同じ)
- ・3回の協議が終了後、各ステップのポイントについて、数グループから協議の内容を発表していただきます。最後に、事例全体について、私から説明します。
- ・このような流れで行いますので、御協力願います。

ステップ1（事例1）

ステップ2（事例2）

ステップ3（事例3）

グループ協議 (60分)

※右ページ参照

ステップ1の流れの説明（例）

- ・それではステップ1です。事例を読みます。
 - ・この時点での対応のポイントに基づいて、今後の対応策について各自で考えてください。
 - ・次に、対応策についてグループごとに協議してください。
- ＜グループ協議＞
- ・それでは、グループの協議内容を発表してください。（数グループ）
 - ・ステップ1の対応のポイントについて説明します。



※ステップ2、3を同様に進める。

全体協議 (15分)

全体協議の説明（例）

- ・改めて、本事例の対応策について全体で協議します。
 - ・このことについて、各グループの意見など、付け加えることがあれば、話してください。
 - ・それでは、本校のいじめ対策を進める上で、
① 教師個々が行うこと ② 学校全体としての対策
の2点について、さらに話し合いを進めたいと思います。
- ＜全体協議＞
- ・各グループの協議の発表などを踏まえると、本校の取組として、今後、□□□のことを行なうことが必要と考えられますが、いかがでしょうか。

まとめ (5分)

まとめ（例）

- ・最後に、「研修会アンケート」に答えてください。
- ・今回の研修会の反省や、今後の研修会の在り方を考える上で、参考にさせていただきます。
- ・本日の研修会とアンケート結果については、後日取りまとめて配付します。

アンケートを集約し、今後の指導に活かします。

ステップ1（事例1）

全校で実施した記名式のアンケート調査に、クラスの数名の生徒の実名をあげていじめられていると訴える記載があった。



協議のポイント

- いじめに対する学校としての対処方針は？
- 被害、加害、その他の生徒への事実確認を行う際の留意点は？
- 校内の役割分担は？

ステップ2（事例2）

実名が書かれた生徒たちに事実関係を確認すると、金品を要求したり、殴る蹴るなどいじめが行われていた事実を認めた。後日、そのうち一人の生徒の保護者から「自分の子どもはその場に居ただけなのに、加害生徒と同様に長時間にわたって指導を受けたのは納得いかない」との苦情の電話があった。

一方、いじめられた生徒の欠席は続き、保護者からは「仕返しが怖くて登校できない。加害者の指導はどうになっているのか。欠席により勉強が遅れた保障はどうしてくれるのか。」との電話があった。



協議のポイント

- 教育委員会との連携は？
- 加害生徒に対する指導は？
- 被害生徒の学習の保障は？
- 被害、加害の保護者への対応は？
- その他の生徒の保護者への説明は？
- 校内の役割分担は？

ステップ3（事例3）

いじめられた生徒は依然登校できない状態が続き、保護者は転校について言及するようになった。後日、保護者からは、学校の対応を含めて今回のいじめの事故について報道機関に情報提供したとの電話があった。

協議のポイント

- 関係機関との連携は？
- 被害生徒、保護者への対応は？
- 報道機関への対応の準備は？

5 いじめの対処方針の明確化

発見

いじめ発見のきっかけ

- 担任、養護教諭、担任以外の教員が発見
- 当該児童生徒、保護者からの訴え
- 他の生徒、保護者からの訴え
- アンケート調査、個人面談等により発見
- スクールカウンセラー等の外部の相談員からの情報

ポイント

- ・発見した教員だけで対応しないこと。
- ・当該学級の担任の指導を支えるなど、全校体制での解決を目指すこと。

初期対応

校内チームを組織

- メンバー：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、当該児童生徒の教科担任、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー
- 役割：【事情聴取・整理・分析・まとめ】
事実関係の把握、整理、総括

【対応策の検討（緊急対策・根本的対策）】
指導方針の検討、学年集会、学級指導の企画、保護者への対応等

【教員の意思形成・調整】
教員間の情報共有、教育相談体制の構築、関係機関との連携等

ポイント

- ・当該児童生徒の発達の段階や、家庭環境、指導履歴等を考慮し、個に応じた対応に心がけること。
- ・必要に応じて、チームを組織し、指導方針や役割分担を決定して対応すること。
- ・当事者同士だけで解決させるような対応は行わないこと。
- ・双方の言い分だけを聞いてすぐに仲直りをさせるような対応は行わないこと。

いじめられた児童生徒の立場に立った対応

被害児童生徒

仕返しなど起こらないように絶対に守り通すことを約束し、安心感を与える。

加害児童生徒

いじめは絶対に許されない行為である、という毅然とした態度で臨む。

他の児童生徒

いじめを告げることが、人権と命を守る行為であることを理解させる。

被害児童生徒の保護者

指導方針を説明し理解を求め、指導に誤りがあった場合は謝罪する。
事実を伝え、被害児童生徒の心情と学校の指導方針を理解してもらう。

加害児童生徒の保護者

指導方針を説明し理解を求め、指導に誤りがあった場合は謝罪する。
事実を伝え、被害児童生徒の心情と学校の指導方針を理解してもらう。

ポイント

- ・被害児童生徒に対し、「君にも原因がある」、「がんばれ」などの指導や励ましは行わないこと。
- ・保護者への対応は、家庭訪問を基本とするほか、電話等により親身に行うこと。
- ・報道機関等の外部機関への対応は管理職を窓口に一本化し、児童生徒のプライバシーに配慮しつつ、適切な情報の公開、誠意ある、公平な対応を心掛けること。

事後指導

- アンケートや面談による実態把握
- 教育相談体制の強化
- 人間関係づくりを目指した取組
- 児童生徒主体の活動

- 指導経過、児童生徒の様子の定期的な連絡について
- 指導上の連携・協力の依頼

ポイント

- ・加害児童生徒の行為が、出席停止（退学）の要件に該当するか否かは、教育委員会や教育局と連携して検討すること。

いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けたチェックリスト

- いじめへの対処方針等について全教職員で確認している。
- いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに、参観日等において、いじめの問題について保護者と話し合う機会を設けている。
- いじめの問題に関わる校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために、定期的なアンケート調査や個別懇談を実施している。
- 子どもたちがいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」等への対応のためのネットパトロールを実施している。

6 いじめをなくすための児童生徒の主体的な取組

児童生徒がいじめの問題について自ら考えたり行動したりするなどの活動に取り組むことで、いじめは人間として絶対に許されないことや、社会性や規範意識、人権尊重の意識を児童生徒に身に付けさせることができます。

異学年との交流活動 児童会活動の充実

(岩内町立岩内中央小学校の取組)

縦割り班集会

「ちがう学年の人の名前と顔を覚えるため!」、「ちがう学年の人と仲よくするため!」を目的に、名刺交換ゲームや伝言ゲームを行いました。

「ふわふわ言葉」「チクチク言葉」調べ

児童会がアンケートで調べて、言われてうれしくなる「ふわふわ言葉」を増やし、人を傷つける「チクチク言葉」を減らすよう呼びかけました。



成 果

- 集会が終わった後も、他のクラスや学年の児童に声を掛けたり、仲良く一緒に遊ぶ様子が見られました。
- 相手を傷つける言葉やいじめについて考え、思いやりのある行動をとることができるようになりました。

生徒会活動の充実 小学校との交流活動

(稚内市立稚内東中学校の取組)

縦割りの運動会、合唱活動

1・2年生の学級を3年生の学級数にあわせて分けて団体種目を行う運動会や、3年生をリーダーに全校合唱に向けたパート練習を行いました。

小学校（2校）との生徒会・児童会活動

地域と学校、保護者が合同で開催する行事において、生徒会と学区内の小学校の児童会と一緒に内容を話し合い、当日も協力して運営しました。



成 果

- 縦割り活動を生徒会が中心となって取り組むことにより、異学年間のトラブルが起らなくなりました。
- 3年生が学校や地域のリーダーとしての自覚をもち、より一層成長することができました。

異年齢との交流活動 体験活動の充実

(北海道大野農業高等学校の取組)

異年齢集団との交流学習

幼稚園児とジャガイモの植え付け、収穫などの交流学習を行い、園児の農業体験をサポートしました。

サンタクロース活動

生徒会が中心となり、12月に独居老人宅を訪問し、本校で生産した加工品等をプレゼントしました。



成 果

- 交流学習の実施などにより、他者とのコミュニケーション能力や思いやりの心を身に付けることができました。
- 様々な年齢の人と接する機会が増え、人と人との交流の大切さを理解するとともに、相手のことを考えた行動がとれるようになりました。

いじめについて相談したい

- 北海道立教育研究所 電話相談

0120-3882-56 (毎日24時間)

0120-3882-86 (月～金 10:00～17:00)

メールアドレス doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

- 北海道警察本部 少年相談110番

0120-677-110

- 文部科学省 24時間いじめ相談ダイヤル

0570-0-78310

- 法務省 「子どもの人権110番」

0120-007-110 (平日 8:30～17:15)

- 児童相談所全国共通ダイヤル (地域の児童相談所につながります。)

0570-064-000

- 各管内（教育局）の教育相談電話

一覧掲載HP <http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/soudan.htm>



「いじめ相談電話カード」(北海道教育委員会)

いじめの実態を知りたい

- 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

北海道教育委員会URL

http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/mondaikodo_chosa.htm

文部科学省URL

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/08/1309304.htm

校内研修で資料を活用したい

- 『生徒指導支援資料 「いじめを理解する」』

『生徒指導支援資料2 「いじめを予防する」』

『生徒指導支援資料3 「いじめを減らす」』

(国立教育政策研究所生徒指導研究センター)

- 中1ギャップ・高1クライシス解消のための啓発資料「Ladder」(北海道教育委員会)

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ladder.htm>

- いじめの問題に対応するために 家庭の役割 家庭の力 (北海道教育委員会)

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/grp/ijimerifu1.pdf>

- 「いじめ」は、絶対に許さない！～ネット上のいじめへの対応～ (北海道立教育研究所)

http://www.doken.hokkaido-c.ed.jp/soudan/ijim_futoukou_leaf/h22_ijime_taiou.pdf

- 生徒指導提要 (文部科学省)

- いじめに関する取組事例集 (文部科学省・国立教育政策研究所)

http://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html